

憲法9条が守った日本の平和！

前川喜平氏が講演…2025 平和のつどい in 取手



年末調整説明会

持參 源宗徵収簿
給料の分かる資料
税務署からの書類
被扶養者の生年月日
国保年金生保証明書等

1月14日
(水・木・金)
10時~16時

そして、「教育は平和を実現する手段にも戦争を起こす手段にもなる」「だから戦争したい権力者の手に教育を委ねてはいけない」と、参加者に訴えました。

改憲案として「憲法の条2項の後に『必要な自衛の措置をとることを妨げず』という言葉を入れることによって9条は無効化される」「必要な自衛措置はいくらでも広がる概念で、どんな戦争も可能になる」と、指摘しました。

平和のつどい in 取手が
11月26日、元文科省
事務次官の前川喜平氏を
迎えて講演会が行われま
した。

法の支配へという人類の進歩の先頭に立つ条文」「これを提案したのは代理總理の幣原喜重郎」「9条1項の戦争放棄は国連憲章の戦争違法化と一致する」「9条2項は世界に先駆けた先進性」と強調しました。さらに「高市政権は、「憲法の上に米国がいる体制へ向けて立憲主義を破壊し戦争できる国づくりへ突き進んでいた」「米国は中国軍事戦略に巻き込

まれていく日本」「台湾有事は日本有事ではない」「2015年の安保法制で個別的自衛権と専守防衛の2つの歯止めを失った現在、自衛隊は陸海空軍であり憲法違反の存在」「米国の軍需産業を儲けさせる兵器の爆買いと防衛予算の突出した急拡大をめぐる」。

第40回県婦協総会が11月8日、鉢田市の施設で開催し代議員など26名が参加。来賓には立憲民主党・青山衆議院議員秘書細田氏がメツセージを代読。また、共産党副委員長の田谷氏、茨商連のたかのはし会長があいさつ。総会は昨年の活動を総括し新方針を提案。討論では各民主婦人部からの活動報告。所得税法56条の請願が否決されたが地道に頑張る決意が表明されました。最後に「参加者全員で新運動方針案を採択しました。

県婦協総会開く



建設国保の加入は民商で

- 個人事業で建設業の方が対象です
 - 保険料は定額制なので安心です
 - 休業5日以上の場合、補償があり
 - 医療費が目17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が可能(大工・左官・管・電気・塗装等)
 - 保険料は年3回の分割払い
 - 他の組合より低い手書き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆会員・配偶者は無条件加入
 - ◆月1000円で入院1日3000円
 - ◆3日以上入院で120日分まで給付
 - ◆75才で長寿祝金(65未満加入)